特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
38	物価高支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

防府市は、物価高支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県防府市長

公表日

令和8年10月16日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）に関する事務
②事務の概要	【令和6年9月30日事業終了】 基準日（令和5年12月1日）時点において住民基本台帳に登録されている住民、及び令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯、または令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯に対して給付金を支給する事業である。 この対象世帯の内、令和5年1月2日以降に防府市に転入したものについては、市に令和5年度住民税課税情報がないため個人番号を利用して賦課自治体での課税情報を取得し、支給要件の該当性を判断する事務を行う。
③システムの名称	無し

2. 特定個人情報ファイル名
物価高支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯）情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第9条第1項 別表の135の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　生活環境部　くらし安全課　電話番号 0835-25-2194

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒747-8501　防府市寿町7番1号　防府市　福祉部　福祉総務課　電話番号 0835-25-2349

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		［　1,000人以上1万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		［　500人未満　］	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年7月1日 時点	
3. 重大事故			
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		［　発生なし　］	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[○]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[○]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱担当者及び特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修を実施している。研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月27日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	基準日(令和5年12月1日)時点において住民基本台帳に登録されている住民、及び令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯、または令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯に対して給付金を支給する事業である。 この対象世帯の内、令和5年1月2日以降に防府市に転入したものについては、市に令和5年度住民税課税情報がないため個人番号を利用して賦課自治体での課税情報を取得し、支給要件の該当性を判断する事務を行う。	【令和6年9月30日事業終了】 基準日(令和5年12月1日)時点において住民基本台帳に登録されている住民、及び令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯、または令和5年度住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯に対して給付金を支給する事業である。 この対象世帯の内、令和5年1月2日以降に防府市に転入したものについては、市に令和5年度住民税課税情報がないため個人番号を利用して賦課自治体での課税情報を取得し、支給要件の該当性を判断する事務を行う。	事後	定期見直しに係る修正
令和7年1月27日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預金口座の登録等に関する法律第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項　別表第一の101項	・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・番号法第9条第1項 別表の135の項	事後	法改正によるもの
令和7年1月27日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) 番号法第19条第8号　別表第二の121項 (情報提供の根拠規定) 情報提供は行わない	(情報照会の根拠規定) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項 (情報提供の根拠規定) 情報提供は行わない	事後	法改正によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	－	十分である 複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	様式変更によるもの
令和7年1月27日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	－	4）委託先における不正な使用等のリスクへの対策 十分である 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項を制定し、委託する場合に講ずべき措置について必要な事項を定めている。契約書において目的外利用及び提供の禁止、安全管理義務、情報資産の持ち出し、複写・複製の禁止、情報資産の返還・消去、記録媒体の廃棄、再委託の禁止、実地調査等、事故発生時における報告義務、損害賠償の各項目について義務付けている。 これらの対策を講じているため委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更によるもの
令和7年12月26日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．物価高支援給付金(住民税均等割のみ課税世帯への給付)システム 2．団体内統合宛名システム 3．中間サーバー	無し	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅰ関連情報 4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠規定) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の160の項 (情報提供の根拠規定) 情報提供は行わない	_	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日　時点	令和7年10月1日　時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年5月2日　時点	令和7年10月1日　時点	事後	定期見直しに係る修正
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	【　】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供) 十分である _	【○】接続しない(入手) 【○】接続しない(提供) _ _	事後	定期見直しに係る修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月26日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 十分である 業務委託における重要情報資産・個人情報の取扱留意事項を制定し、委託する場合に講ずべき措置について必要な事項を定めている。契約書において目的外利用及び提供の禁止、安全管理義務、情報資産の持ち出し、複写・複製の禁止、情報資産の返還・消去、記録媒体の廃棄、再委託の禁止、実地調査等、事故発生時における報告義務、損害賠償の各項目について義務付けている。 これらの対策を講じているため委託先における不正な使用等のリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	9） 従業者に対する教育・啓発 十分である 事務取扱担当者及び特定個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員への研修を実施している。研修においては受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日　時点	令和8年7月1日　時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年10月1日　時点	令和8年7月1日　時点	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅳリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[　]委託しない	[○]委託しない	事後	定期見直しに係る修正
令和8年10月16日	Ⅳリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	[　　]	事後	定期見直しに係る修正